

## 相続手続 ～航空会社のマイルとゴルフ会員権の相続～

～その1～

今回から、財産の種類別の相続手続の留意点や、相続人が未成年者などであるときなどの相続手続について10回にわたり解説します。第一回目は、「航空会社のマイル」と、「ゴルフ会員権」の相続手続についてです。

## 1. 航空会社のマイル

JAL マイレージバンク一般規約第14条には「会員のマイル口座に残る有効なマイルを相続することが可能」と記載されています。ANA マイレージクラブ会員規約21条にも「会員のマイルを手続きが完了した時点で承継できる」とあります。

ANA や JAL の会員規約には故人のマイルが相続できることが明記されています。マイルが相続できるのは「法定相続人」が原則ですが、遺言書があれば「第三者の相続」も可能です。ANA では手続き期限が「会員が亡くなってから6か月以内」（会員規約21）と決まっています。JAL では、特に期限が定められていませんが、できるだけ早く手続きを行ったほうがよいでしょう。マイルの有効期限は、搭乗した日の月から起算して36か月後の月末です（JAL 会員規約13、ANA 会員規約10）。手続きを進めないうちにマイルが消失してしまう可能性も考えられます。消失したマイルは二度と復活できません。

マイルを相続するにあたり、気になるのが「マイルの有効期限」です。ANA・JALともに「搭乗日より起算し36か月の月末」で期限を迎えてしましますが、相続マイルの場合は、有効期限がいったんリセットされ、「手続き完了日の36か月後の月末」までとされます。

	JAL	ANA
マイルの有効期限	搭乗日の36か月後の月末（日本時間基準）まで（会員規約13）	搭乗した月から起算して36か月後の月末まで（会員規約10）
マイルを承継できる者	法定相続人（会員規約14）、又は受遺者	法定相続人（会員規約21）、又は受遺者
承継できるマイル等の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>会員のマイル口座に残る有効なマイル（会員規約14）</li> <li>eJAL ポイント</li> </ul>	所要の手続きが完了した時点で有効な範囲で承継できる（会員規約21）。SKY コインについては承継することはできない。
相続の手続き期限	特に定めはない	会員の死亡後6か月以内に相続の申し出しなければならない（会員規約21）。
有効期限のリセット	マイルは、相続手続き完了日の36か月後の月末まで。eJAL ポイントは、手続完了日の12か月後の月末まで	マイルは、相続手続き完了日の36か月後の月末まで。

航空会社のマイル以外にも、買い物マイルなどいろいろとありますので、それぞれ相続できるか否かを確認して、所定の期限までに手続することが必要です。

## 2. ゴルフ会員権

ゴルフ会員権の相続手続では、引き続き利用する場合と、相続後に譲渡する場合とで、手続の方法が異なります。

## ① 引き続き利用する場合

相続人の名義に変更するためには、ゴルフ場規定の名義書換料や年会費が必要となります。また、ゴルフ場の入会条件を満たしていることが条件となりますので、ゴルフ会員権を相続する人が入会条件を満たしているか事前の確認が必要です。

必要書類は、法定相続情報証明書、遺言書（相続する人の印鑑証明書及び住民票）又は遺産分割協議書（相続人全員の印鑑証明書添付）などです。

## ② 相続後に譲渡する場合

相続人名義に変更することなく、そのまま第三者に譲渡できる場合と、一度相続人に名義を換えてからでない譲渡できない場合があります。

相続人名義に変更してからしか譲渡できない場合には、名義書換えに費用がかかり（通常の名義書換料より割安になっているゴルフ場が多い）、また日数もかかりますので直ぐには、譲渡できません。（文責：山本和義）